

令和3年6月18日

生徒・保護者各位

青森県立弘前南高等学校

校長 三上 浩一郎

(公印省略)

県立学校において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の
臨時休業の考え方について

平素より本校の教育活動に御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。県教育委員会から標記の件について通知（令和3年6月16日付け青教ス第381号）がありました。学校における感染拡大を防止するための措置ですので、引き続き御理解と御協力お願いいたします。

通知の内容は以下の通りです。

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、昨今、本県においても感染力が強いといわれる変異株の感染者の割合が上昇しており、学校における感染拡大を防止するため、より速やかに措置を講じる必要があります。

このことから、当面の間、別添通知令和3年1月14日付け青教ス第992号の「学校内で感染が広がっている可能性が高い場合」における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置等については、下記を目安とすることとしますので、貴校の児童生徒、保護者及び教職員に周知するとともに適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、各校においては、これまでも、感染拡大防止対策に取り組んでいただいているところですが、陽性者の中には、のどの痛みや倦怠感等の軽微な症状が数日前からあったが登校していた、友達と話をしながら一緒に昼食をとっていた等の事例が見受けられますので、引き続き、学校における感染拡大防止対策の徹底をお願いします。

記

【今後の対応】

1 陽性者が判明した場合、接触があったと考えられる児童生徒（接触者）については、速やかに自宅待機（出席停止等）とする。

※接触者の例 同じホームルーム、部活動及び選択教科の授業を受けている児童生徒、
同じスクールバスを利用する児童生徒等

2 一人目の陽性者の検査対象者（保健所が対象者を特定）の中から新たに児童生徒の陽性が判明した場合は、学校内での感染が疑われることから、新たな陽性者に係る検査対象者の全ての結果が判明するまで全校一斉休業とする。

3 教職員に陽性が判明したことに伴い、同じ職員室に座席がある、打合せを一緒に行っていたなどにより、多くの教職員が検査対象者となり、ほぼ全ての教育活動の実施が難しい場合には、全校一斉休業とする。